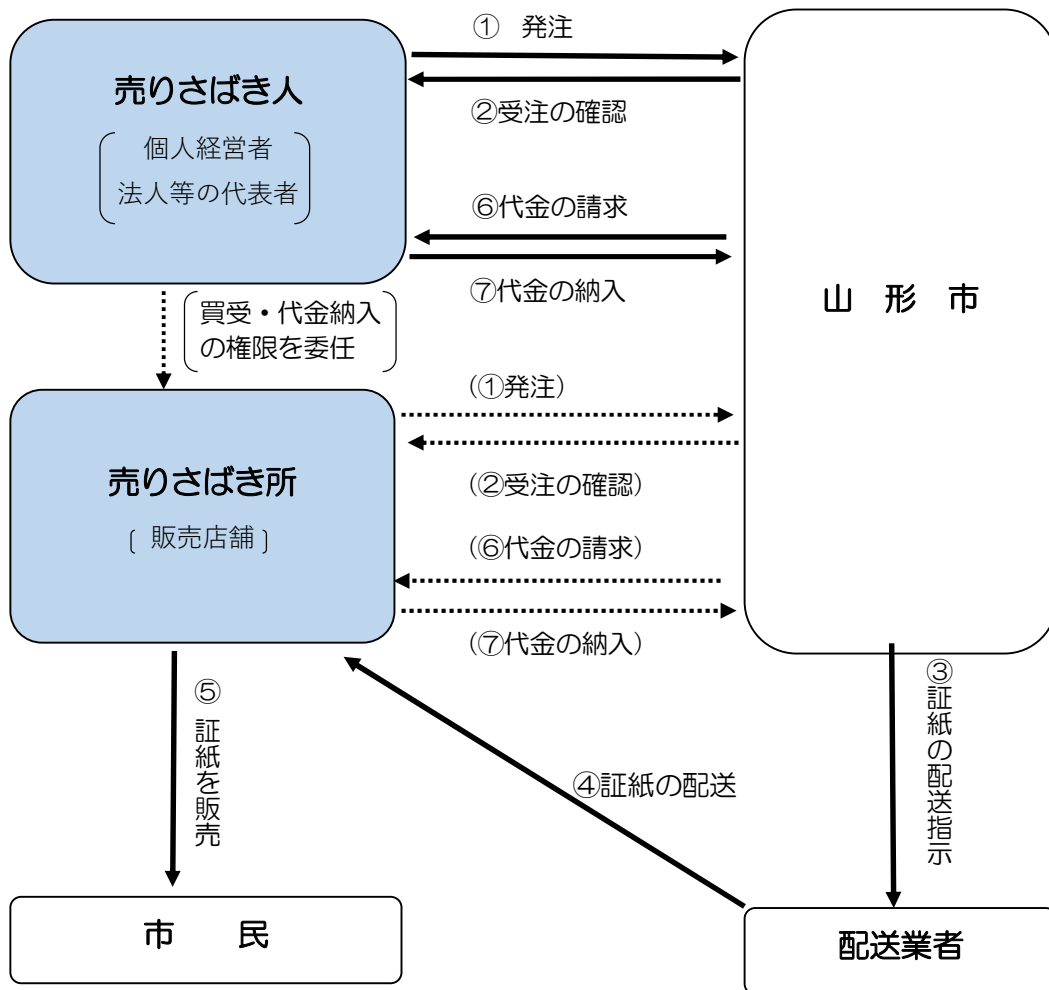


山形市家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙 売りさばき人募集要項

山形市では、市民の皆様指定の証紙付ごみ袋等を購入していただくことで、家庭系ごみの処理手数料を徴収しており、ごみ袋等を販売していただく「売りさばき人」を随時募集しています。

1 売りさばきの流れ



..... 委任する場合

※証紙の買受請求（発注）、証紙代金の納入は、売りさばき所（販売店舗）の責任者等（店長等）へ委任することができます。

2 証紙の種類及び価格

種 類	券面額 (1枚あたりの単価)	市民への販売		市からの買受		消費税の 取り扱い	
		販売単位 (入数)	販売 価格	買受単位 (入数)	買受価格		
もやせるごみ用証紙 (指定袋)	特大 600	60円	1袋 (10枚/袋)	600円	1箱 10枚×30袋 (300枚/箱)	18,000円	内税
	大 350	35円	1袋 (10枚/袋)	350円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	17,500円	内税
	小 200	20円	1袋 (10枚/袋)	200円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	10,000円	内税
	極小 100	10円	1袋 (10枚/袋)	100円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	5,000円	内税
プラスチック類用証 紙(指定袋)	大 350	35円	1袋 (10枚/袋)	350円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	17,500円	内税
	小 200	20円	1袋 (10枚/袋)	200円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	10,000円	内税
雑貨品・小型廃家電 類用証紙 (指定袋)	大 350	35円	1袋 (10枚/袋)	350円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	17,500円	内税
	小 200	20円	1袋 (10枚/袋)	200円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	10,000円	内税
埋立ごみ用証紙 (指定袋)	小 200	20円	1袋 (10枚/袋)	200円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	10,000円	内税
	極小 100	10円	1袋 (10枚/袋)	100円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	5,000円	内税
袋に入らないごみ用証紙 (共通収集シール)	60円	1シート (5枚/シート)	300円	1束 5枚×30シート (150枚/束)	9,000円	非課税	
粗大ごみ用証紙(シール)	500円	1枚	500円	1束 (20枚/束)	10,000円	非課税	

※店舗では、「市民への販売単位」、「市民への販売価格」にて販売していただきます。

3 証紙取扱手数料

買い受けた証紙代金の7%に相当する金額を証紙取扱手数料としてお支払いします。

買い受けた証紙代金の合計額から、手数料相当額を差し引いた金額の納入通知書を送付し、差し引き後の金額を納入いただくことで、取扱手数料の支払いに代えさせていただきます。

4 売りさばき人の指定について

証紙類を販売するには、市に申請し、「売りさばき人」の指定を受けることが必要です。

※既に「売りさばき人」の指定を受けており、売りさばき所（販売店舗）を追加する場合は、家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき所変更承認申請書（様式第15号）により手続きを行っていただきます。（再度の売りさばき人指定申請は不要です。）

（1）売りさばき人の指定要件

下記①～⑤のすべてを満たすことが必要です。

①店舗又はこれに類する設備において、物品の販売を業とする者

※「売りさばき人」は、個人経営者、法人等の代表者になります。

②山形市、上山市、天童市、中山町、山辺町に売りさばき所となる店舗等を有する者

③市町村税の滞納がない者

④本市の「家庭系ごみの有料化」の制度を理解し、協力できる者

⑤証紙の買受や代金の納付等において、本市が定める事務手続きを確実に遂行できる者

（2）指定申請方法

下記の書類を市の窓口へ提出してください。（郵送可）

①家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人指定申請書（様式第11号）

・・・P4 **記載例1**参照

②納税証明書（売りさばき人の住所地で発行するもの）

ア 個人経営の場合：前年度分の個人の納税証明書

イ 法人経営の場合：確定申告期限が到来した直近事業年度分の納税証明書

※前年度分の市町村税が課税されていない場合は、「課税なし」の旨が記載されている所得証明書を添付してください。

③売りさばき所となる店舗所在地の地図

④売りさばき所となる店舗の写真（店舗外観全体が分かるもの）

⑤担当者連絡票

⑥委任状（必要な場合のみ）・・・P5 **記載例2**参照

※売りさばき人（個人経営者、法人の代表者）ではなく、売りさばき所の責任者等（販売店舗の店長等）が、証紙の買受請求（発注）や代金納入等を行う場合は、売りさばき人からの委任状が必要です。

※売りさばき所が複数ある場合、③～⑥については店舗ごとの提出が必要です。

（3）売りさばき人指定の決定について

提出された書類に基づき審査を行い、指定が決定しましたら「家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人指定通知書」にて通知いたします。通知書の受領後、買受請求（発注）が可能となりますが、申請から指定まで約1～2週間を要しますのでご注意ください。

売りさばき所に掲げる標札、配送スケジュール表、取扱事務概要（事務手続き詳細を記したもの）については、指定通知書と併せて送付いたします。

記載例1-① 売りさばき人が個人の場合

様式第111号 (第21条関係)
家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人指定申請書

令和 ○年 ○月 ○日

(宛先) 山形市長

申請者 住所 氏名
売りさばき人(個人経営者)
の住所、氏名、電話番号を
記入。
※売りさばき所(販売店舗)
の所在地、名称等ではあり
ません
 住所 **山形市七日町一丁目1番1号**
 氏名 **山形 太郎**
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 **023-0000-0000**

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

1 売りさばき所

名称	住所
山形コンビニ旅籠町店	山形市旅籠町三丁目3番3号

2 添付書類

- (1) 納税証明書
- (2) 売りさばき所を示す地図
- (3) 売りさばき所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

記載例1-② 売りさばき人が法人の場合

様式第111号 (第21条関係)
家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人指定申請書

令和 ○年 ○月 ○日

(宛先) 山形市長

申請者 住所 氏名
法人の所在地、名称、代表
者名を記入。
※売りさばき所の責任者
(販売店舗の店長等)名で
は申請できません。
 住所 **山形市旅籠町一丁目2番3号**
 氏名 **山形株式会社**
代表取締役 山形 一郎
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 **023-0000-0000**

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

1 売りさばき所

名称	住所
山形スーパー七日町店	山形市七日町三丁目2番1号
山形スーパー香澄町店	山形市香澄町一丁目2番3号
山形スーパー十日町店	山形市十日町一丁目1番1号

2 添付書類

- (1) 納税証明書
- (2) 売りさばき所を示す地図
- (3) 売りさばき所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

記載例2 売りさばき所の責任者等(販売店舗の店長等)が、証紙の買受請求(発注)者、代金納入義務者となる場合

令和 ○年 ○月 ○日

委任状

売りさばき人(個人経営者、法人の代表者)の住所、氏名(法人の場合は所在地、名称、代表者名)を記入。

委任者

住所 **山形市旗鑑町一丁目2番3号**

山形株式会社

氏名 **代表取締役 山形 一郎** 印

(法人にあっては名称及び代表者)

私は、下記の者を委任者と定め、権限を委任します。

記

委任者

住所 **山形市七日町三丁目2番1号**

山形スーパー七日町店

氏名 **店長 山形 花子** 印

(法人にあっては名称及び代表者)

委任を受ける者(販売店舗の店長等)の住所、氏名(店舗所在地、名称、職、氏名)を記入。

委任事項

① ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙の買受請求に関する件

② ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙代金の納入に関する件

3 その他 ()

委任者(販売店舗の店長等)が証紙買受請求人として発注を行う場合に該当。

委任者(販売店舗の店長等)が証紙代金納入義務者として代金納入を行う場合に該当。

山形市 環境部 ごみ減量推進課（市役所 10階）

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL : 023-641-1212 (内線 689)

FAX : 023-624-8879

E-mail : gomigen@city.yamagata-yamagata.lg.jp